

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、平成13（2001）年10月1日、県内8番目の市として誕生した。県南部に位置し、北部は平坦地、南部は緑豊かな山地となっている。また、国道1号・8号の分岐点となっており、名神高速道路栗東インターチェンジを有するなど、交通の要衝として栄えてきた。

平成3（1991）年には、JR琵琶湖線栗東駅が開業し、京阪神への通勤圏として大規模な住宅開発が進み、今日においてもなお人口増加が続いている。一方、今後における人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、当面は増加するものの、令和17（2035）年にピークを迎え、その後、緩やかに減少する見込みとなっている。

産業においては、製造業・商業・流通業など、特定業種に偏らない企業立地となっている。中でも、製造業は、付加価値額や従業員数において、他業種と比べ占める割合が大きい現状となっている。特に、食料品製造業、プラスチック製品製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業などが目立った実績を残しており、それらの立地に合わせ、運輸、倉庫、卸売・小売業などの業種が加わり、不況の影響を受けにくい厚みのある産業構造を形成している。

こうしたことから、平成28（2016）年3月に策定した栗東市人口ビジョン、令和2（2020）年3月に策定した第二期栗東市総合戦略において、人口維持を目標に掲げ、さまざまな分野で諸施策を講じているが、その目標を確実に実現していくために地域経済の活性化は急務かつ必須である。その有効策として、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等の導入促進を図る。

(2) 目標

中小企業者等の生産性向上を促し、中小企業者等の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、計画期間中に年平均20件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者等の労働生産性（国の中小企業等の経営強化に関する基本指針で定める算定式で算出）が年平均3%以上（3年計画の場合は最終年で9%以上、4年計画の場合は最終年で12%以上、5年計画の場合は最終年で15%以上）向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で定める先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画における対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種や事業等については、中小企業等経営強化法第2条第1項に定められている中小企業者であり、市内に本社または事業所等を有するものとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等の導入促進に当たって、中小企業者等は、次の事項に配慮するものとする。

- ① 人員削減を目的とした先端設備等導入計画でないこと。
- ② 公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められる先端設備等導入計画でないこと。
- ③ 本市が行う導入促進基本計画の進捗管理を目的とした調査に協力すること。
- ④ 市町村民税の滞納がないこと。